

南富良野町人事行政の 運営等の状況を公表します

条例に基づき、平成23年度の人事行政運営の概要の状況について公表します。
地方公務員の給与は、国家公務員などの給与に準じて定められており、本町職員の給与も、地方公務員の給与に準じて、条例などで定めています。

人事行政とは、職員の任免、給与、勤務条件など町職員に適用される基準などの全般をいいます。
なお、詳しい給与・定員管理等については、町ホームページでもご覧になることができます。

① 職員の任免および職員数に関する状況

(1)新規採用状況		(2)事由別退職状況							(3)部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）				
区分	人数	区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	死亡退職	合計	区	職員数		対前年度増減数	主な増減理由
										22年度	23年度		
23年度	0	23年度	1	0	0	0	0	1	一般行政部門	67	62	△5	退職
22年度	2	22年度	4	0	1	0	0	5	特別行政部門(教育)	21	20	△1	退職
増減	△2	増減	△3	0	△1	0	0	△4	公営企業等会計部門	8	8	0	
									合計	96	90	△6	
									条例上の定数	127	127		

② 職員の給与の状況

(1)人件費の状況（各年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
23年度	2,832人	35億8,725万6千円	1億6,778万7千円	8億1,052万1千円	22.6%
22年度	2,850人	48億4,571万5千円	1億5,387万6千円	8億6,849万9千円	17.9%

※住民基本台帳人口は各年度末現在のものであります。

(2)職員給与費の状況（各年度普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
23年度	74人	3億252万6千円	5,262万3千円	1億1,119万5千円	5億3,634万1千円	724万8千円
22年度	78人	3億1,572万9千円	5,415万6千円	1億2,108万3千円	5億9,284万9千円	760万1千円

※1. 職員手当には退職手当を含みません。2. 給与費は当初予算に計上された一般職に係る額です。

(3)職員の平均年齢および平均給与月額等の状況

区分	平均年齢	平均給与月額	
		平均給料月額	平均給与月額
23年度	44.7歳	339,790円	413,221円
22年度	44.3歳	335,616円	385,235円

※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などの諸手当の額を合計したものです。

(4)職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分	南富良野町	北海道	国
一般行政職	172,200円	159,285円	172,200円
	140,100円	129,592円	140,100円
技能労務職	135,600円	129,592円	137,200円
	192,800円	178,340円	192,800円
高等学校教育職	192,800円	137,640円	
	172,200円		188,900円
看護・保健職			

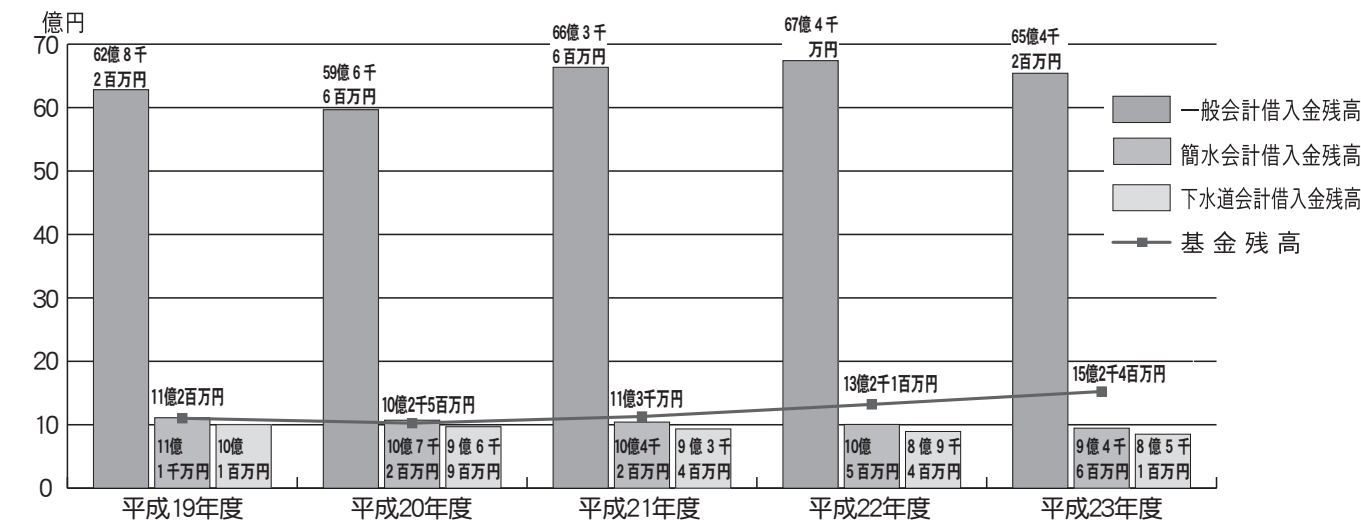
(5)職員の経験年数別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職 高校卒	205,400円	250,400円	288,400円

(6)一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務 相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	0人	0.0%
2級	特に高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	1人	1.4%
3級	係長の職務、主査の職務、主任の職務	29人	42.0%
4級	課長補佐の職務、主幹の職務、副参事の職務 困難な業務を処理する係長の職務 困難な業務を処理する主査の職務 困難な業務を処理する主任の職務	17人	24.6%
5級	参事の職務 困難な業務を処理する課長補佐の職務 困難な業務を処理する主幹の職務 困難な業務を処理する副参事の職務	11人	16.0%
6級	課長の職務 困難な業務を処理する参事の職務	11人	16.0%

◆借入金および基金残高の推移



◆特別会計の決算状況

特別会計名	収入総額	支出総額	差引収支
国民健康保険事業特別会計	4億3,484万1千円	4億2,936万3千円	547万8千円
後期高齢者医療事業特別会計	3,511万1千円	3,511万0千円	1千円
介護保険特別会計	2億6,253万4千円	2億5,953万9千円	299万5千円
簡易水道事業特別会計	1億5,924万8千円	1億5,727万7千円	197万1千円
公共下水道事業特別会計	1億2,867万2千円	1億2,716万8千円	150万4千円
合計	10億2,040万6千円	10億845万7千円	1,194万9千円

平成23年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率

健全化判断比率は、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つからなり、「資金不足比率」と合わせた5つの比率で、国が定めた基準と比較してまちの財政がどのような状態にあるのかが見ることが出来ます。

これら5つの比率のうちいずれか1つでも「早期健全化基準」や「経営健全化基準」以上となった場合には、早期（経営）健全化団体となり自主的な改善努力が義務付けられます。

1 健全化判断比率

区分	比率	早期健全化基準
実質赤字比率	-	15.0%
連結実質赤字比率	-	20.0%
実質公債費比率	10.6%	25.0%
将来負担比率	68.5%	350.0%

※決算に赤字額がないため実質赤字比率と連結実質赤字比率は「-」で表されます

2 資金不足比率

特別会計名	比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	-	20.0%
公共下水道事業特別会計	-	20.0%

※決算に資金不足額がないため比率は「-」で表されます

このように、わが町の比率は、すべてが基準を下回っており危機的な財政状況にはなっていませんが、町税などの自主財源が乏しい状況にあることから、引き続き行財政改革による効率的な財政運営が求められています。